

# 冬用タイヤの装着啓発活動の実施について

滋賀国道事務所では、11月20日から翌年3月25日を雪害対策期間とし、冬期の安全な交通確保のため、除雪や凍結防止剤の散布等、雪害対策を行っています。

本格的な雪のシーズンを迎えるにあたり、12月19日に高島市の国道161号沿道にある今津雪寒基地及び道の駅「藤樹の里あどがわ」において、冬用タイヤの装着など、道路利用者への冬装備を促すための啓発活動を実施しました。

当日は、今津雪寒基地前にて、高島市を管轄する高島警察署からの協力を得て、午前10時30分からタイヤチェーンの早期装着をうったえると共に、リーフレットの配布を行いました。

実施中、32台に啓発を行いました。うち1台のみがノーマルタイヤでの走行であったため、注意喚起を行いました。その後、午後1時より滋賀国道事務所の職員で、道の駅「藤樹の里あどがわ」において利用者にリーフレットの配布を行いました。

配布したリーフレット(抜粋)



事前打ち合わせ風景



ドライバーへの説明を実施



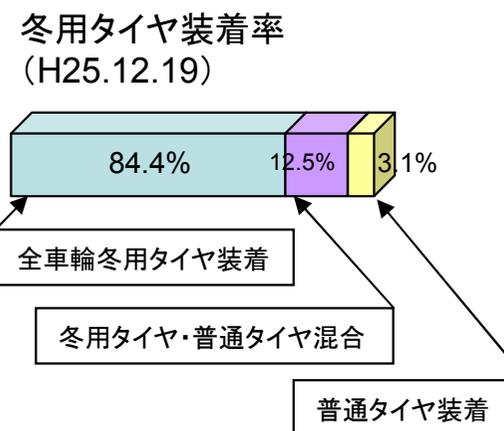
職員によるタイヤ確認



タイヤ指導実施を道路情報板でも掲示



警察官による車両引込



冬用タイヤの装着と、タイヤチェーンの携行・早期装着を！！